

# 塩竈市公用車広告事業 募集要項

塩竈市では、市有財産の有効活用により新たな財源を確保し、地域経済の活性化と市民サービスの向上を図ることを目的として、市が管理する公用車へ掲載する広告を募集します。

## 1. 広告掲載募集対象車両及び広告枠

各部局の職員が公務のために使用する公用車 54台

部 局	市長部局及び教育委員会(36台)	市立病院(8台)	水道事業(10台)
A. 側面両側ドア ※両側(2枚)で1枠	28枠	8枠	10枠
B. 背面ドア	48枠	14枠	16枠

※詳細については、別紙「公用車広告事業対象車両一覧」をご覧ください。

## 2. 募集要件

### (1) 広告の規格等

広告掲載場所	広告枠の大きさ	広告掲載料
A. 側面両側ドア	縦30cm×横50cm×2枚	3,000円／月(税込)
B. 背面ドア	縦20cm×横30cm	600円／月(税込)

※ 広告掲載料については、市からの請求書により、別途市長が定める日までに指定の口座に納入するものとします。  
なお、振込手数料は広告主の負担とします。

### (2) 掲載期間

広告掲載開始日から令和9年3月末まで

### (3) 掲載方法

市から広告掲載決定を受けた広告内容のマグネットシートを広告主にて作製し、車体広告枠へマグネットシートを貼り付けることにより行うものとします。

※ 車体へ直接塗装はできません。

※ マグネットシートの素材は、広告掲載期間中に車体からはがれ落ちないものとします。

## 3. 広告掲出にあたっての留意点

### (1) 広告の条件

- ・ 広告内に「広告」である旨を明記してください。
- ・ 塩竈市広告事業実施要綱（令和5年塩竈市告示第319号）、塩竈市広告掲載に関する基準（令和5年塩竈市府訓第114号）、塩竈市公用車車両広告要綱（令和4年塩竈市告示第359号）※、その他広告関連規程を遵守してください。
- ・ 掲載する広告が屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に規定する屋外広告物に該当し、宮城県屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号）に規定する許可が必要となる場合は、広告主の責任により許可を受けてください。
- ・ その他、業務の性質上、車両により掲載内容に制限を設けているものがあります。詳細については、別紙「公用車広告事業対象車両一覧」をご確認ください。

### (2) 広告の作製等

- ・ 広告主及び広告内容は、「塩竈市広告事業実施要綱（令和5年塩竈市告示第319号）」、「塩竈市広告掲載に関する基準（令和5年塩竈市府訓第114号）」及び「塩竈市公用車車両広告要綱（令和4年塩竈市告示第359号）※」に従って市が審査・決定を行います。広告内容によっては審査に時間を要する場合がありますので、広告掲載開始希望日から余裕をもって必要書類を提出してください。
- ・ 「塩竈市広告掲載に関する基準（令和5年塩竈市府訓第114号）」及び「塩竈市公用車車両広告要綱（令和4年塩竈市告示第359号）※」に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あら

かじめご了承ください。

- ・ 広告の作製、掲出、撤去等、事業に係る一切の作業は、広告主の費用負担により行ってください。  
※市立病院の車両の場合は、塩竈市立病院公用車車両広告要綱（令和5年塩竈市立病院告示第3号）、水道事業の車両の場合は、塩竈市上下水道部公用車車両広告要綱（令和6年塩竈市上水道告示第19号）

### (3) その他

- ・ 広告主、広告の内容が掲載基準を満たさなくなったとき、又は掲載が適当でないと判断した場合は、市は広告主との協議なくその広告を撤去することができるものとします。
- ・ 広告の掲出により損害が生じたときは、補償及び賠償を行ってください。

## 4. 申込方法

下記提出書類を郵送または申込書提出フォーム（オンライン）へのデータアップロードのいずれかの方法により提出してください。

希望する車両の管理者によって、申込提出先が変わりますのでご注意ください。

提出先	<b>(1) 市長部局及び教育委員会の車両を希望する場合</b> <b>【郵送】</b> 〒985-0052 塩竈市本町1番1号（3階） 塩竈市役所 総務部 財政課 行政改革係 <b>【申込書提出フォーム（オンライン）】</b> 申込書提出フォーム <a href="https://logoform.jp/form/yL3H/159594">https://logoform.jp/form/yL3H/159594</a> 
	<b>(2) 市立病院の車両を希望する場合</b> <b>【郵送】</b> 〒985-0054 塩竈市香津町7番1号（3階） 塩竈市立病院 事務部 業務課 総務係 <b>【申込書提出フォーム（オンライン）】</b> 申込書提出フォーム <a href="https://logoform.jp/form/yL3H/430841">https://logoform.jp/form/yL3H/430841</a> 
	<b>(3) 水道事業の車両を希望する場合</b> <b>【郵送】</b> 〒985-0026 塩竈市旭町17番10号 塩竈市上下水道部 業務課 企画総務係 <b>【申込書提出フォーム（オンライン）】</b> 申込書提出フォーム <a href="https://logoform.jp/form/yL3H/858535">https://logoform.jp/form/yL3H/858535</a> 
提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公用車車両広告申込書（申込みの部局ごとに様式が異なりますのでご注意ください。）</li><li>・ 希望車両一覧表</li><li>・ 広告原稿（カラー（任意様式））</li><li>・ 企業概要がわかる書類（企業パンフレットまたはホームページに掲載の企業概要等）</li><li>・ 暴力団排除条例に係る誓約書</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 提出書類は塩竈市ホームページからダウンロードすることができます。</li></ul> <p>URL : <a href="https://www.city.shiogama.miagi.jp/soshiki/7/34721.html">https://www.city.shiogama.miagi.jp/soshiki/7/34721.html</a></p>

## 5. 決定方法

- ・ 先着順に、申し込まれた広告内容を塩竈市広告審査委員会で審査し、その内容が適切であると認めたときは、この申込者を広告主として決定します。
- ・ 1日単位で締め切り、同日※に受けた申込みは同順位として取り扱います。募集した広告枠数を超える申込みがあった場合は、塩竈市広告事業事務取扱要領（令和5年8月1日施行）第5条第2項の規定に基づき広告主を決定します。
- ・ 結果については、申込者全員に決定通知書を送付します。

※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします。（午後5時15分より後に受領した申込書は、翌開庁日の午後5時15分までに受領した申込書と同順となります。）